中国の農民抗議活動における草の根リーダーの行動様式 -応星著『"気"与抗争政治—当代中国郷村社会穏定問題研究』 (社会科学文献出版社、2016)を読む―

The way of grass roots leaders' action in the peasants' protests: Reading Ying Xing, Emotions and Contentions Politics in contemporary rural China

> 佐藤 奈緒 SATO NAO

東京外国語大学大学院博士後期課程

Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

Quadrante, No.20 (2018), pp.153-166.

目次

はじめに

- 1. 本書の内容
- 2. 草の根リーダーの行動様式
- 2-1. 面子の得失
- 2-2. 身の安全の確保
- 2-3. 「英雄の気概」
- 3. 都市部の弁護士・活動家による法律支援
- 3-1. 人権活動家・郭飛雄――人権派コミュニティにおけ る名声の獲得
- 3-2. 「小小鳥打工互助熱戦」で法律支援をおこなう弁護 士――個別的な互助関係の基礎となる"仲間意識"の 存在
- 3-3. 都市部の法律支援から見た本書の限界 おわりに

はじめに

応星の 2016 年の著作『"気" 与抗争政治』1は、 中国語の「気」という概念をもちいて、現在の中 国の農村で頻発している集団抗議や群体性事件 (後述する) などの抗議活動が発生するメカニズ ムをあきらかにしている。本書の特徴は、中国農

1 以下、本書を引用するさいには括弧内にページ数を記載 する。本書の初版は2011年に出版されている。初版と再 版を評者が照合したところ、初版に大きな修正をくわえ た点はないが、再版である本書には、中国中世史研究者 である谷川道雄による問題提起および著者の応答が付録 として収録されている。

民たちの抗議活動を、権利の獲得のための闘争で はなく、承認や尊厳を獲得するための闘争――著 者はアクセル・ホネット(Axel Honneth)のいう「承 認をめぐる闘争」²を念頭に置いている――の枠組 からとらえた点にある。

本書が議論の基礎とする「抗争政治(contentious politics)」とは、著者によれば、社会運動論の分野 において、ダグ・マックアダム(Doug McAdam)、 シドニー・タロー(Sidney Tarrow)、チャールズ・ ティリー(Charles Tilly)らが提起した概念で、クレ イムを申し立てる者たちとクレイムを申し立てら れる対象とのあいだにときたま発生する、公共的、 集団的な相互作用と定義される。こうした相互作 用は以下のような場合に発生する。(a)少なくとも なんらかの政府が、クレイムの申し立てをおこな う主体であるか、クレイムを申し立てられる対象 であるか、あるいはクレイム申し立て者の一方に くみする場合、(b)申し立てられたクレイムが、い

² 田中拓道によれば、ホネットは初期へーゲル哲学に依拠 し、三つの承認のありかた(愛またはケアの関係、法的 関係、連帯の関係)を組み合わせることによって、あら ゆる社会紛争を「承認をめぐる闘争」として解釈できる と論じた。ホネットは、この三つの承認のいずれかが毀 損された場合、すなわち自己信頼が否定された、自己尊 重が侵害された、侮辱や恥辱を感じた、といった事態が 生じた場合、それらの感情経験が社会的な不公正を告発 する根拠となって、「承認をめぐる闘争」を引き起こす、 と指摘した(田中2016:21-22)。

ったん聞き届けられると、クレイム申し立て者たちの少なくとも一方の利益に影響をおよぼす場合(pp.13-14)。

本書において著者は、中国の抗争政治を「依法 抗争」、「群体性事件」、「反逆」の三つに分類して いる。著者によれば、このうち「依法抗争」とは 理性的かつ合法的な手段で政府に圧力をかける行 動であり、「集団的な行政訴訟」、「集団陳情」、「抗 争的凝集」が含まれる。たとえば「集団陳情」は、 利益を侵害された人々が集団で上級の政府に投書 や訪問をおこない、下級政府の告発をおこなう行 為である。中国では県3レベル以上の党機関、人民 代表大会、法院(裁判所)には、陳情を受理する 専門の部門が存在する。首都である北京市には大 勢の陳情者が、中央の指導者に直訴し、紛争や問 題を解決してもらおうと押し寄せている。もし中 央の指導者が陳情者に会ったり、意見を出したり すれば、その効力は公文書と同等か、場合によっ ては司法文書よりも効力をもつこともある (pp.21-24)。集団陳情は、2000年にはのべ24万件 以上、のべ565万人におよび、1995年に比べてそ れぞれ 2.8 倍、2.6 倍だという(p.9)。二つめの「群 体性事件」⁴は、「依法抗争」には見られない暴力 性、違法性をともなうものであり、「人民内部の矛 盾」によって引き起こされ、組織的におこなわれ るものではないものと定義される(pp.24-25)。群体 性事件は、1993年には1万件であったが、2007 年には8万件あまり発生しているという(pp.9-10)。 三つめの「反逆」には「革命」や「叛乱」が含ま れ、もっとも組織性の高い、現体制への挑戦とさ れる(p.25)。

現代中国の農民たちが展開する抗議活動については多くの既存研究が蓄積されている。1980年代以降の農民抗議活動をめぐる研究史のなかに本書を位置づける場合、重要な既存研究として、ケヴィン・オブライエン(Kevin J. O'brien)および李連江(Lianjiang Li)の提起した「依法抗争」5論と、于建

³ 中国の「県」は、「省」よりも下位の行政単位である。
⁴ 「群体性事件」は"collective incidents"や"mass incidents" などと英訳されるが、著者は本書で英訳を示していない。
⁵ オブライエン・李は当初、英語では"policy-based resistance"、中国語では「以政策為依拠的抗争」という語を使っていたが、のちに"rightful resistance"、「依法抗争」

に変更した (O'Brien and Li 2006: xii)。

嶸による「以法抗争」論を看過できない。「依法抗 争」論は農民の抗争を、農民たちが国家の法律と 中央政府の政策を援用することにより、地元の役 人の独断専横や違法行為にたいしておこなう抵抗 である、ととらえる。あくまでも具体的な利益を めぐる抗争であり、中央政府にたいする抵抗では ない(地元政府にたいしては抵抗だが、中央政府 にたいしては政治参加である)、と理解する点にそ の特徴がある(李·欧 1997, O'Brien and Li 2006)。 いっぽう「以法抗争」は、1998年以降の抗争には 「依法抗争」の枠におさまりきらない変化が見ら れるとして提起された概念である。于のいう 1998 年以降の変化とは、問題の解決にあたり、上級政 府の権威を借りるのではなく)農民自らが問題解 決の主体となったこと、個別の地域を超えた農民 の組織化が見られること、政治的権利の要求を含 む普遍的・抽象的な問題の提起も見られるように なったこと、などである (于 2004, 于 2010)。 著 者は、農民の抗議活動には政治性を帯びた要求や 地域を超えた組織化は見られないとの認識から、 于の「以法抗争」論を批判し、オブライエン・李 の「依法抗争」を継承している。さらに新たな視 点として、農民の抗争行動をオブライエン・李や 于のように権利意識からとらえるのではなく、ホ ネットの「承認をめぐる闘争」からとらえており、 そのことを証明するために「気」という概念を導 入した点に、本書のオリジナリティーがある。

著者は「気」の概念を次のように説明する。抗争行動の発端は、ある人が権利と利益にたいする侵害に遭遇することである。地元政府による弾圧が加わると、その人にとってその侵害は人格の侵害へと昇華し、承認と尊厳の獲得のために反撃に出る。この反撃の原動力が「気」である。「気」とは、人が蔑視と恥辱に反抗し、承認と尊厳を獲得するという人格価値のあらわれである、と著者はいう⁶(pp.19-20)。著者の見解によれば、農民たちが求めているのは、于が「以法抗争」モデルで主張したような抽象的な政治的権利の獲得ではなく、地元政府からの承認と尊厳の獲得なのである。したがって農民たちの抗争行動は、現体制に挑戦するような脅威ではない。このような著者の見立て

^{6 「}地元政府からの弾圧が加わると」という部分は、本書 (pp.128-129)を参照して評者が補足した。

は、エリザベス・ペリー(Elizabeth J. Perry)の見解 ――ペリーは中国人の権利意識を欧米のそれと歴 史的に比較し、現在の中国農民や都市の労働者が 展 開 す る 集 団 抗 争 は 「 権 利 意 識 (rights consciousness)」では なく 「 規 則 意 識 (rules consciousness)」からおこなわれる、と主張した (Perry 2008) ――と一致する(pp.246, 285)。

著者の応星は、北京大学において孫立平の指導を受けて修士号を取得後、中国の最高峰の研究機関のひとつである中国社会科学院で博士号を取得した。その博士論文をもとに執筆したのが前著『大河移民的故事』であった8。「気」の概念は、すでに同書にも登場している(応 2001: 364 注 6)。本書の成果は、この「気」の概念をさらに精緻化し、2000 年代の事例もフォローして 1990 年代以降に生じた農村集団抗議の変化を抗争政治の視点から議論した点にある。

本書の議論は農村の抗争政治に限定されている。 しかし現実には、現代中国の抗議活動の発生は農 村だけにとどまらない。中国の都市部においては 近年、労使紛争や「維権(権利擁護)」運動が活発

7ペリーによれば、「国家の役割とは、民衆の生存(経済 的福祉と安全)を保障することである」という孟子の思 想が、現代の政治リーダーだけでなく、草の根の抗議者 を含む民衆にも広く浸透している。現代中国で頻発する 農民抗議や都市労働者ストライキのフレームは生存権保 障の要求であり、これは陳勝・呉広の乱から不変である (アメリカも貧困やホームレス問題を抱えているが、経 済的正義の要求に焦点をあてた社会運動はあまり多くな い。そのかわりに個人的市民権の要求がフレームとなる、 とペリーはいう)。抗議者は国家が発信する信号に細心の 注意を払いつつ、その「規則」を遵守して行動する。近 年抗議のスローガンに「公民権」が掲げられ、民主主義 志向的な表現も見られるが、中国人のいう「権利」が意 味するのは、欧米のように神から賦与された自然権や個 人的権利ではなく、国家から賦与されたものである。し たがって現代中国の抗議は、下級役人の打倒などのモラ ル・エコノミー的な抗議にすぎず、国家権力への挑戦で はない。したがって中国の「権利」意識は、個人的権利 を志向する欧米式の「権利意識」ではなく、「規則意識」 ととらえるべきだ、とペリーは主張する。詳細は Perry (2008)、Perry (2007: 21) を参照。

* 『大河移民的故事』は、中国西南地域に位置する貧困県の農民が、計画経済期の1975年に建設された大河水力発電所に付随して生じた補償問題をめぐり1994年にかけて展開された集団陳情について、農民リーダーと地元政府との、そして各レベルの政府どうしのかけひきを詳しく叙述している。同書は、とりわけ陳情制度を専門とする日本の研究者に多数引用されている。著者自身も日本での陳情研究プロジェクトに参加し、その成果が毛里・松戸編(2012)に収録されている。

化している⁹。維権運動では、都市部の弁護士や草の根の活動家が、直接的な見返りがないにもかかわらず、法律支援をおこなうケースもある。では、本書の議論は都市部においても応用することはできるのだろうか。

本論文の目的は、農村の抗争の先頭に立つ「草の根リーダー」¹⁰の行動様式にたいする著者の分析が、農村を超えて、都市部にたいしても広く応用可能であり、都市部で法律支援をおこなう弁護士や活動家の行動様式を理解するうえで役立つ点で有意義であることを示すことである。この目的は、本書を抗争政治研究として真正面から評価することによってではなく、抗議活動における"仲間意識"という視点から本書を読むことではじめて達成可能となる。

本書は、都市部の法律支援をおこなう弁護士や活動家は、農村の草の根リーダーと同様に、権利意識から法律支援に動くのではなく、彼ら自身が帰属するコミュニティにおける成員からの承認を得るために法律支援に動く側面がある、という示唆を与えてくれる。以下、第1節で本書の概要を紹介し、第2節で草の根リーダーの行動様式についての著者の分析を整理し、第3節ではこの分析が、都市部で法律支援をおこなう弁護士や弁護士にも広く応用できることを示す。

1. 本書の内容

本節では、本書『"気"与抗争政治』の概要を紹介する。本書の構成は以下のとおりである。

第1章 序論

第2章 社会行動の範疇としての「気」

――伝統中国から現代中国へ

第3章 中国の現代の抗争政治の構造

⁹ 近年の中国都市部の維権運動については呉(2014)を参

¹⁰ 著者は、底層の民衆のなかで動員を発起し、抗争行動の方向性と進行を主導する者を「草の根リーダー(grassroots leaders)」、積極的に抗争行動に参加する中核メンバーを「草の根積極分子」、さらにこの両者をあわせて「草の根行動者」と呼ぶ(pp.111-112)。本論文では、おもに「草の根リーダー」の行動様式に焦点を絞っており、本書において「草の根行動者」と表記されている箇所についても、そのなかから「草の根積極分子」だけをとりあげる必要はないと評者が判断した箇所については「草の根リーダー」と表記した。

――「気」の凝集

第4章 依法抗争案件の叙事

第5章 「気」の最初の解放と草の根リーダー の生成メカニズム

第6章 「気」の加圧と草の根行動者の組織 戦略

第7章 依法抗争の行動戦略と「気」の導引 第8章 群体性事件――「気」から「気場」へ 第9章 現代中国の農村抗争政治の影響 第10章 結論と討論

第1章では、本書の意義を、現代中国の農村の 抗争政治をめぐる研究系譜のなかに位置づける。 著者によれば、中国の抗争政治研究には、(1)マル クス主義の影響を受けた、"階級"に注目するアプローチ、(2)ジェームズ・スコット(James C. Scott) のモラル・エコノミーなどを援用した、"感情"に 注目するアプローチ、(3)前掲のオブライエン・李 や于に代表される権利意識を切り口とする、"理性" に注目するアプローチの三種類があり、現在は(3) が主流である。だが著者は(2)と(3)とのあいだに溝 があるのを問題だととらえる。「人間は理性と感情 とを兼ね備えた動物」だと認識する著者は、両者 を融合させるため「気」の概念を導入する。

第2章では、中国の伝統的思想、諺、戯曲に依 拠し、さらに欧米の emotion といった概念とも比 較しながら、「気」の概念を説明する。「気」とは 本来、空気中にただよい、雲のように形を変えた り消えたりするという意味であるが、「覇を争い負 けん気が強く、勇猛で恐れない」という含意もあ る。儒教において「気」は、「忍(忍ぶこと)」を もって抑制すべき対象であった(これを「以忍御 気」という)。また閉鎖的なコミュニティに生きる 農民にとって円滑な人間関係を維持するため、ト ラブルがおこってもできるだけ争わない「以忍御 気」を選択することが得策であった。だがそのい っぽうで「餓死不如拼死(餓死するなら命を投げ 出すほうがましだ)」との諺があるように、農民の 生存が脅かされたとき、農民は物質的利益を確保 すべく命を擲ってまで反撃に出るケースもあり、 そういった「気」の放出が正当性をもつこともあ った(これを「以気立人」という)¹¹。国家と農

11 「以忍御気」と「以気立人」のほかに、稀なケースで

民との中間に存在していた郷紳階層の消滅や、農 民自身の権利意識の向上などを背景として、現代 では「以気立人」が主流化し、「以忍御気」が周縁 化していると著者はいう。

第3章では、「気」が凝集するメカニズムを考察する。1994年の「分税制」¹²導入ののち、地方政府は財源確保と GDP の成績指標の維持¹³のため、土地への投機に走るようになった。土地収用をおこなわれた農民は地方政府にたいして抗議行動をおこなう¹⁴が、地方政府は「一票否決制」¹⁵という人事考課制度の存在からなんとしても抗議をおさえこみ、社会安定の維持を最優先させなければならない。地方政府は「ひきのばし」や「おしつけあい」などの一時しのぎの方法で対処するが、それがかえって抗争の激化を招いてきた。本書が事例として挙げたダム移民の問題は、まさにこうした文脈で生まれてきた。

第4章では、山陽鎮で集団陳情を繰り返してきたダム移民、ダム建設をNGOや専門家の支援を得て阻止した銀江鎮の農民、違法な土地掘削工事を陳情および訴訟で阻止した青山村の農民の三つの抗争の事例を叙述する。これらの事例には、抗

はあるがもうひとつ「任気行侠」がある。これは「路見不平、抜刀相助(通りすがりに不平を見て、助太刀する)」という諺のように、他人のためにおこなう義挙における「気」の放出である。

12 1980 年代の鄧小平時代には財政請負制度が普及し、地方分権化が進んでいたが、そのいっぽうで中央政府は財源不足とマクロ・コントロール機能の低下という問題を抱えた。これをうけて中央政府は、中央と地方との税区分を再構成し、中央に税収を集中させようとしたのが「分税制」である。分税制の導入により、地方財政は減少し、地方政府の財源不足は末端レベルにいくほど深刻化した。13 この背景には栄敬本が「圧力型体制」と名づけた、上級政府が下達した各指標を決められた期限内に達成させ、その達成程度を任務ごとに数値化することで下級政府の役人の昇進に関連づける評価システムが存在する。

¹⁴ 農民は、政府から独立した社会組織が貧弱な中国において、有効な利益表出制度をもたないため、集団抗議をおこなう以外に、地方政府にたいして圧力をかけるすべがほとんどない。

15 上級政府が下級にたいして指示した項目の任務が一つでも達成できなければ、たとえほかの行政業績が指標を満たしていても評価資格を失うことを意味し、役人の昇進に多大な影響を与える。1990 年代以来の「一票否決」項目には、計画生育、GDP 成長率、社会安定、環境にかんする項目がある。詳細は、毛利・松戸編(2012: 14-16)を参照。社会安定にかんしては、たとえば管轄地域で集団陳情が発生した場合、陳情先がより上級の省や中央であるほど、指標がマイナスになる(pp.124-125)。

議の方法(陳情か訴訟か、または両者の併用か、など)、NGOなどの外部資源の利用の有無など多くの相違点があるが、草の根リーダーの人生経験の豊富さ(文化大革命で政治活動をおこなった経験、出稼ぎ経験、退役軍人である、など)や、知識の豊富さ(読書好き、元教師、弁が立つ)が農民からの信頼獲得につながるという共通点もある。

第5章では、草の根リーダーの抗争への参加の メカニズムをあきらかにする。著者によれば、「気」 が放出されるローカルな要因として、①生存環境 による圧力、②モラル・ショック、③歴史的要因 (民が政府を恐れず闘う気風)、④外部資源の導入 (メディアによる注目、NGO の介入、資金援助、 法律支援など)があるが、もっとも大きな要因は、 ⑤草の根リーダーの出現であるという。著者は、 草の根リーダーを、自分の利益や名声獲得のため に動く「私心ある人」、あるいは逆に理想主義に燃 える「英雄」ととらえるのは不適切であり、その 挺身の動機には「公心」(公益のためという動機) と、「私心」(名声の獲得のためという動機)とが 併存していると指摘する。このほか著者は、草の 根リーダー誕生の背景として、中国では、欧米の 抗争でネックとなる時間と金銭があまり問題にな らないことを指摘する。均分思想と集団圧力によ って、ほかの農民が草の根リーダーの農作業を肩 代わりし、陳情にかかる費用を分担しあうからで あるという。

第6章では、草の根リーダーが抗争を継続する モチベーションを保ちつづけられる要因を、「上から下へ」と「下から上へ」の二方向からあきらか にする。前者については、陳情制度が抗争者にと ってなぜ魅力的なのかを考察する。司法救済が未 発達な中国では、指導者に注目されれば一気に事 が解決できる。実際にはそのようにうまくいくケ ースはわずかだが、抗争者はその一縷の希望に賭 けるのである。後者については、コミュニティ内 における「面子の得失」や「集団アイデンティテ ィ」から説明がなされる。

第7章では、農民たちの依法抗争の行動戦略を 分析する。著者は、抗争者などがつくった民謡を もとにして、農民が抗争の合法性を示すために構 築する言説がどのように変化してきたかに注目す る。1980年代は「清官-貪官(清い官僚-腐敗し た役人)」という対置法と「中央一地方」という二分法が顕著で、「中央政府の政策を援用して、地元の役人の腐敗に反対し、中央にいる清い官僚の支持を得よう」といった言説が多かったが、1990年代になると中央政府にたいする農民の不信や失望がにじむようになったという。さらに著者は、S省で行政訴訟を多くてがけてきた「はだしの弁護士」¹⁶張広立の事例と、第4章の青山村の事例(抗争者は訴訟と陳情を併用)とを比較し、法律の枠内で行動し当事者に陳情を絶対にすすめない張と対照的に、青山村の村民たちは「よい結果が出るのなら、訴訟でも陳情でもよい」という実質主義的なスタンスをとっていることをあきらかにする。

第8章では、群体性事件に焦点を移す。ここで 著者は「気」に近接する概念として、あらたに「気 場」を導入する。「気場」とは、「気」がコントロ ールを失った状態を意味する。依法抗争では「気」 が草の根行動者のコントロール下にあるが、群体 性事件では行動を主導する人物がいない。著者い わく「気場」とはこうした制御不可能な「気」、未 組織の群衆が発散した不満が相互に激しくぶつか りあって形成されていく感情の雰囲気である。本 章で著者は、2004年に三峡ダム移民の集住地の峡 州区で発生した群体性事件と、銀江鎮の依法抗争 が転化した群体性事件の発生過程を分析し、「気場」 を形成する六つの要素すべてが段階的に満たされ ると群体性事件が起こる、と主張する。本章で著 者は、依法抗争をおこなえる正当なルートの確保 や地方政府の寛容さなどの条件が整えば、群体性 事件が発生する可能性は低くなる側面があると指 摘する。また群体性事件は国家権力の合法性に挑 戦する類のものではないと著者はいう。

第9章は、現代中国の抗争政治が、社会、政治、 そして抗争者自身におよぼす影響を考察する。ま ず政治にたいする影響にかんして、著者は農業税 の撤廃を例に挙げ、1990年代以来農民の集団抗争 が中央政府の政策にも大きな影響を及ぼしてきた と指摘する。また著者は、社会に存在する矛盾を すべて不安定要素として抑制することは不適切で

¹⁶ 弁護士資格を持たないが、法律知識を独学などで身につけ、弁護士が不足した農村で法律サービスを提供する者を指す。中国の法律は、弁護士資格を持たない者が無償で訴訟代理人になることを許可している。これを公民代理制度という。

あると主張する。著者いわく、依法抗争と群体性事件とは地続きになっており、地方政府の依法抗争にたいする対応が不適切であると、依法抗争が群体性事件に転化することがある。したがって農民の抗争行動への過度な抑圧よりも、農民がより上のレベルの政府に陳情できる制度の確保、集団抗争への寛容な対応、訴訟や調停の間口の拡大が、社会安定に利する、という。次に抗争者自身にたいする影響にかんして、著者は、抗争終了後に草の根行動者がとる選択として「隠退」、「継続・前進」¹⁷、「待機」¹⁸があるが、このうちもっとも多いのは「待機」であり、その背景に「英雄の気概」(2-3 で詳述)があるという。

結論である第10章は、1990年代以降の農村の 抗争政治と政府の対応についての評価および政策 提案である。地元政府は、上級政府からの「一票 否決制」の圧力のもと、十分な能力がないにもか かわらず多大なコストをかけて社会安定の重視を 最優先にせざるを得ない。農民の抗争を抑え込む ために、地元政府は「抜針子」(抗争の中心人物を 排除する)と「開口子」(農民に補償金を支払う) という手法をもちいてきた。その結果、抗争の激 化(「抜針子」によって窮地に立たされた草の根リ ーダーが徹底的に闘う決意を固める)、機会主義の 横行(農民たちが、政府から補償金を得るために 騒ぎ立てる。騒ぎが大きいほど補償金が手に入る) などの、矛盾や衝突の拡大を招いている。著者い わく、政府の「安定一辺倒」のやりかたでは矛盾 を解消できない。それどころか、「安定を維持しよ うとするほど不安定になる」という悪循環を生む。 こうした事態を改善させるにはどうすればよいの か。①「抗争政治は社会を不安定化させる」とい う誤解を解くこと、②草の根リーダーを抑圧せず、 衝突や矛盾をうけいれる体制を整え、理性的に話 し合うこと、③政府が衝突の矢面に立つのではな く、ルール制定者、紛争解決者としての役割を果 たす(同時に、民間組織を育成する、など)こと。 これらが著者の提示する処方箋である。

2. 草の根リーダーの行動様式

本書を抗争政治の研究として真正面から読むとすれば、その最大の貢献のひとつは、農民が集団抗議をおこなう理由を、従来の研究が注目してきた権利意識に求めるのではなく、人格や尊厳をめぐる「承認」の獲得に求めた点にあるといえるだろう¹⁹。だが評者は、抗争政治の文脈ではなく、本書が中国人の"仲間意識"を理解するヒントを提示したという点において本書を高く評価したい。

本書において著者は、農村の抗争の先頭に立つ草の根リーダーの行動様式を詳述している。本書があきらかにした草の根リーダーの行動様式を仲間意識という切り口から読んでいくと、次のような側面が浮かびあがってくる。すなわち、草の根リーダーの行動は本人の帰属コミュニティに強く制約されており、"農村の抗争において草の根リーダーが直接的な見返りがないにもかかわらず、抗争の先頭に立つのは、帰属コミュニティの成員(ほかの農民たち)からの承認の獲得のためである"という側面である。

ここで「見返りがない」と著者がいうのは、政治的地位の上昇²⁰や経済的利益の獲得²¹がないという意味においてであり(pp.116-117)、農村コミュニティにおける社会的地位の上昇や名声の獲得はあるという(p.142)。本論文では、こうした「社会的地位の上昇」、「名声の獲得」を"帰属コミュニティの成員からの承認"と表現することにしよう。以下 2-1 では、本書の議論にもとづき、草の根リーダーが抗議活動の先頭に立つ主要な理由として「面子の得失」を見る。2-2 と 2-3 では、面子の得失では説明しきれない行動様式として、「身の安全の確保」、「英雄の気概」を、それぞれ見ていく。

¹⁷ たとえば抗争目的を「集団の利益」から「抗争の過程 で遭遇してきた不公平な境遇を訴えること」へと変化さ せて抗争を進めていくケースである。

¹⁸ 原文では「機会を待って行動する」である。

¹⁹ 中国での書評には、張(2011)、申(2013)、姜・衛(2013)がある。このうち張(2011)は本書と于(2010)とを比較し、于は農村に政治性を帯びた抗争が出現している現実を直視して政治的に敏感な問題にも果敢に政策提言しているが、応にはその勇気がない、と批判する。また学術的にも、応が伝統的な「気」の概念についての知識を欠いていると批判する。申(2013)も本書と于(2010)をとりあげ、農民の抗議活動には抗争性は存在しないと両者を批判したうえで、抗争政治の枠組ではなく「人民内部の矛盾」説からとらえるべきだと主張する。

²⁰ 草の根リーダーは、村民委員会の指導者に選出されることもあるが、身分的には農民であることに変わりはなく、村の幹部は3年に一度改選される(p.117 脚注1)。

²¹ 農民のあいだに相互に比較しあう心理と均分意識が働くためである(p.116)。

2-1. 面子の得失

まず、著者は第6章において、草の根リーダーが抗争に参加する重要な動機として、農村コミュニティにおける面子²²の得失を挙げている。著者によれば、基層政府からの圧力がかかったとき、草の根リーダーたちの面子が試されるという。もし尻込みすれば臆病者だとそしられ、政府からの懐柔や弾圧に屈して抗争から退出すれば「裏切り者」あつかいされ、面子はつぶれる。だが逆に、固い信念をもち、圧力に屈しなければ、周囲の農民たちから道徳的、人格的な承認を得ることができる。それにともない草の根リーダーの面子は増幅し、コミュニティでの社会的地位がさらに強固となる。草の根リーダーはこのような面子の得失から、抗争の先頭に立つか否かを判断するのだと著者はいう²³(pp.142-143)。

「面子」は、中国人の社会行動を理解するうえで重要 な概念である。園田茂人によれば、中国人の性格には自 己主張が強く個々人がばらばらに行動する自己中心的な 側面と、互いに顔を立てあう(面子を重んじる)側面が、 矛盾なく併存している。自己主張の強い中国人の「顔」 が集まったコミュニティにおいてトラブルを回避できる のは、摩擦を回避するための「安定均衡」が存在するか らである (園田 2001: 58,67)。この面子をどの程度支えあ うかは、その人どうしの親疎の程度によって異なる。こ うした親疎の程度は、親しい関係の順に「自己人(身内 /内輪の人)」、「外人(赤の他人)」、「熟人(知り合い)」 の3つに分類できる(園田2001:163-186)。このうち「自 己人」どうしでは自他の区別が不明確で、面子の共同と 未分化が見られる(同書:164)。いっぽう「外人」どうし は、互いの面子を支えようとしない「万人の万人に対す る闘争」的な世界を形成し、互いに自らの効用最大化を 目指して行動する (園田 2001: 172)。「自己人」と「外人」 の中間に位置するのが「熟人」である。「熟人」どうしの 関係では「自己人」ほど感情的同一化が生じにくく、道 義的・手段的であるため、それぞれの面子が支えられな い熾烈な競争が生じやすい (同書: 192)。本書の考察対象 である農村コミュニティはまさにこの「熟人」の「顔= 面子」が集まった状態にある。農村コミュニティの成員 のあいだで、面子の保持が円滑な人間関係の維持、ひい てはコミュニティの秩序維持にとっていかに重要である かがわかるだろう。

²³ 草の根リーダーの参加動機に関連して、文革体験などに起因する、個人の生活史における挫折感や怨恨感情が抗争参加の原動力になる、という著者の指摘も重要である。著者によれば、草の根リーダーには二つのグループがある。一つめは教師や退役軍人など、政治的関心と学歴が高く、人生経験も豊富な者から成るグループ、二つめはもともと高い政治的関心はもたない「ふつう」の農民が、既存の草の根リーダーに推挙されてリーダーになったというグループである。挫折感や怨恨感情が抗争の参加動機になるケースが多いのは一つめのグループであ

著者はリーダーが抗争の先頭に立つことを「道徳の挙」だという。草の根リーダーは抗争をつうじて政治的地位の上昇や経済的利益の獲得もなく、さらに失敗すれば、農民からそしられたり、政府から逮捕されたりするリスクも大きい。それゆえふつうの人はリーダーになりたがらない。一生底層で暮らしていく者にとって、「テーブルを叩いて立ちあがる」ような、道徳的な勇気、正義感がなければ、抗争の先頭に立つという選択をすることはできない、と著者はいう(pp.116-117)。

こうした草の根リーダーの挺身の背景に、「ふつうの人ならやりたくない」リーダーというリスクの高い仕事を、帰属コミュニティの成員からの面子の得失を気にして、勇気を奮い立たせてやらざるを得ない、という受動的、強制的、自己犠牲的な側面もある点を看過できない。草の根リーダーが帰属する農村コミュニティでは、コミュニティ内の成員との利害関係が一致し、かつ顔見知り社会での"しがらみ"が強く存在するがゆえに、草の根リーダーは成員からの面子の得失を強く意識して行動を選択せざるを得ない。こうした状況下では、草の根リーダーは面子の保持のため、意に反して抗争の先頭に立つということもありうる²⁴。

る。たとえば本書に登場する周孝忠は、父親の「出身が悪い」ことを理由に文革中に迫害を受けて故郷を離れ、文革収束後は都市部で教師をしていたが、故郷に戻って小商いをしていた(pp.117-120)。本論文 2-2 で見る許紹栄も、文革による挫折経験をもつ。許は大学進学を目指していたが、文革の発生がその夢を打ち砕き、大学進学ができぬならと文革に没頭した。文革収束後は故郷に戻ってきぬならと文革に没頭した。文革収束後は故郷にしたもと農村出身で、「普通の農民よりも高い社会的地位にいたが再び底辺に戻ってきた」、「農村コミュニティでの社会的地位は比較的高いが、それ以上は上昇できない」などの不遇と、それにともなう挫折感・怨恨感情が、草の根リーダーの複雑な性格を形成している、と著者はいう(pp.118-120)。

²⁴ 『大河移民的故事』に登場するダム移民の王学平は、1980 年代に草の根リーダーとして参加した抗争を経るにつれ、しだいに疲弊していった(応 2001: 420 注 49)。王らダム移民たちは、あらたに 1990 年代に三峡ダム建設にともなう移住を強いられることになるが、王は、三峡ダム移住問題をめぐる抗争には参加しなかった。なぜなら「以前は途中で抗争から退出できなかったが、今回はもう二度と巻き込まれたくなかったから」だと王はいう(同書: 269)。結局王は三峡ダム抗争には参加しなかったのだが、この事例から、抗争参加がいかにリーダーに心理的消耗を強いるか、リーダーの途中退出がいかに困難であるかがわかるだろう。

2-2. 身の安全の確保

面子の得失とは別に、草の根リーダーの身の安全の確保も抗争参加・継続の理由になりうる。著者がいうには、草の根リーダーは非常に理知的である。彼らは表面的にはメンバーにたいして犠牲を恐れぬ決心と勇気を見せるが、心のなかでは始終、自身の安全に気をもんでいる。抗争介入後は集団の利益の獲得のほかに、いかにして最大限自分の身を守るかが彼らの関心事となる。このとき、草の根リーダー自身の目標と農民の集団行動の目標とが乖離していく状況が生じることがある。こで著者は前著『大河移民的故事』の代表的な草の根リーダーであった許紹栄の事例を挙げている(pp.114-115)。

『大河移民的故事』によれば、政府側(区、人 民公社) にとって許は従来から「腫れ物」であっ た25。許の抗争参加を知った政府側は、抗争とは 無関係な場で許にたいして圧力をかけていく。政 府側は、四人の子どもを産んだ許の妻を計画生育 違反問題の厳罰対象にし、強制避妊手術を受けさ せた。この事件をきっかけに、許は、「徹底的に移 民問題で区と人民公社の役人を打倒しなければ、 自分にたいするさらなる仕返しを防げない」と考 え、抗争の目標をメンバーの利益最大化から地元 政府の役人の打倒へとシフトさせる(応 2001: 73-74)。抗争が進行するなか、許とともに行動す る抗争メンバーのなかには、政府側の妥協案に乗 り、ある程度の補償金を獲得できれば満足だと主 張するグループもあったが、許はそれを絶対に容 認せず、あくまでも徹底的な役人の打倒を主張し た。役人を打倒できなければ許自身の身の安全を 確保できない、と考えたからである(応 2001: $100-102)_{\circ}$

草の根リーダーの抗争目標の変化、およびほかの成員の目標との乖離という著者の視点は、農村コミュニティにかぎらず、都市部の法律支援を分析する場合にも有効である。都市部の法律支援に

25 許が所属する人民公社および区の役人は、文革期に許と対立する派閥に属していた。許は地元の中学で教師をしていたこともあったが、区の役人の決定で小学校へと左遷されたという経緯がある。著者は、この決定に、かつて対立していた許がなにかしでかさぬようにという思惑があったとみている。大河水力発電所をめぐる集団陳情に許が参入したと聞いたとき、区は、「腫れ物が登場した」と表現したという(応 2001: 61)。

おいても、支援者と当事者(被支援者)とのあいだに、目標のズレが存在することはありうる(3-1で詳述)。著者が挙げた上の事例は、そうしたときに支援者は、当事者の目標ではなく支援者自身の目標を優先する傾向がある、という視点を提供してくれる。

2-3. 「英雄の気概」

最後に、草の根リーダーが抗争によって「英雄の気概」をもち、それが彼らの自己価値を形成しているという点を見ていく。第9章で著者は、草の根行動者は抗争が終了しても、多くのリーダーはもとの平穏な生活に戻らず、「待機」――ふたたび次の抗争が起こるのを待って行動する――を主体的に選択するケースが多いと指摘する。これはなぜなのか。この理由として、草の根行動者の「英雄の気概」という自己価値を高めるための動機がある、と著者はいう(pp.229-233)。

著者は、エリック・ホッファー(Eric Hoffer)の指摘――抗争者は、自分の日常生活はつまらないと感じており、なにか神聖な事業に身を投じ、それによって誇り、自身、価値を獲得したいと考えている――を引用する。自己意識への着目についてはホッファーに賛同するが、中国の草の根行動者は、ホッファーのいうような自己否定感はもっておらず、むしろ英雄だと思っている、と著者は指摘する²⁶(pp.229-230)。

評者から見て、英雄の気概は、"帰属コミュニティの成員からの承認"という意味では、面子に類似する。だが面子の場合は、ほかの成員からの評価が重要となるが、英雄の気概は自己意識にかかわるため、ほかの成員からの評価はそれほど重要ではない。そのため、2-2 のように草の根リーダーの目標とほかのメンバーの目標との分離が生じた場合、草の根リーダーはほかの成員の目標を無視して暴走する可能性もある、と評者は考える。この点、著者も、草の根リーダー自身の自己意識

²⁶ 著者は、抗争継続の理由として、マックアダムが 1960 年代のアメリカの公民運動をめぐる考察から挙げた「自由の経験」も検討している。だが著者は、中国の農民抗争にはマックアダムが想定する正規の社会運動組織は存在していない(組織が存在しても政治性はない)ため、マックアダムの「自由の経験」は、中国農民のケースには援用できない、と主張する(p.230)。

が強すぎると、内輪もめを起こすリスクがあると 認識する(p.232)。

以上、本書で展開された草の根リーダーの行動 様式を"仲間意識"という視点から読むと、"直接 的な見返りがないにもかかわらず、草の根リーダ 一が抗争の先頭に立つのは、帰属コミュニティに おける成員からの承認の獲得のためである"とい う側面が浮かびあがることを見てきた。では、こ れは農村だけにいえることなのか。それとも、都 市部においてもあてはめることが可能なのか。次 節では、都市部の法律支援を事例として、著者の 分析が都市にも応用できることを指摘する。

3. 都市部の弁護士・活動家による法律支援

本節では、都市部の弁護士や活動家がおこなう 法律支援に焦点を移し、"なぜ弁護士や活動家が直 接的な見返りがないにもかかわらず、当事者にた いして法律支援をおこなうのか"という問題が、 本書の草の根リーダーの行動様式の分析を応用し て説明できることを指摘する。もちろん本書が研 究対象とした農村の抗議活動は、"抗争者自身も利 宪対象とした農村の抗議活動は、"抗争者自身も利 害関係者である"という点では法律支援とはいえ接 ないが、"抗争の先頭に立つ草の根リーダーが直接 ないが、"抗争の先頭にもかかわらず、ほかの当事者 (農民)のために自分の時間や労力を提供する。 という点では、都市部の法律支援と共通する。

以下 3-1 では、農村コミュニティの草の根リーダーの行動様式である "帰属コミュニティの成員からの承認の獲得" が顕著に見られるケースとして、人権活動家である郭飛雄の事例を挙げる。3-2では草の根リーダーの行動様式のモデルでは説明しきれない事例として、北京市の草の根労働 NGO「小小鳥打工互助熱戦」に参加するボランティア弁護士の事例を挙げる。3-3 では都市部の法律支援の事例から本書の限界を指摘する。

中国で権益擁護をおこなう弁護士(中国語で「維権弁護士」という)の研究としてよく参照される 傅華玲(Fu Hualing)とリチャード・カレン(Richard Cullen)は、中国で権利擁護活動をおこなう弁護士を急進派、穏健派に分類し、一党支配下における社会変革へのインパクトという観点から穏健派に比して急進派を積極的に評価している(Fu and Cullen 2011)。この分類に照らせば、以下にとりあ

げる 3-1 の人権活動家の事例は急進派、3-2 の弁護士たちの事例は穏健派に該当する。

3-1. 人権活動家・郭飛雄――人権派コミュニティ における名声の獲得

以下では、人権活動家・郭飛雄が太石村の村長罷免運動に介入した事例をとりあげる。本事例の村長罷免運動は農村で発生しているが、そこに介入した郭自身は都市の人権派コミュニティに帰属している。評者は本事例を都市の人権派弁護士および活動家の行動様式を見るための事例として位置づけ、農村の草の根リーダーの行動様式が都市の弁護士・活動家にも通底していることを指摘する。本事例の経緯はソフィア・ウッドマンの論文(Woodman 2011)に依拠し、"仲間意識"の視点から評者が再構成したものである。

広東省の経済発展著しい珠江デルタ地域の郊外に位置する太石村の村民たちはもともと「経済発展から取り残されている」との剥奪感をもっており、貧困状態に不満を抱えていた。そうしたなかで村長が、村有地の売却によって得られた、本来であれば村民に公平に分配すべき利益で私腹を肥やし、不正会計をおこなっていたという事実が発覚した。2005年7月、怒った村民たちは「公平な分配」を要求して村長罷免運動に乗り出した。

いっぽう人権活動家である郭は、従来から「法治」や「デモクラシー」の理念を追求していた。郭がこの運動に介入したきっかけは、村民のひとりが郭に専門的な助言を求めたことであった。外部の専門家たる郭は運動のフレーミングを、村民が掲げていた公平な分配の要求から、民主的な権利のための闘いへと変質させ、インターネット上の「公共圏」で積極的に発言し、人権派コミュニティからの支持を獲得した。

村民にとって、郭から村民の動員、署名活動、ハンガーストライキ、マスメディアからの注目など抗争を有利に進める技術や資源を得られた面では、郭の貢献は大きかったといえるだろう。だがインターネット公共圏では、村民たち自身の言葉は、郭ら活動家やインタ

ーネットユーザーによって「民主」や「デモクラシー」をめぐる議論へと「翻訳」されていった。村民から見れば外部の専門家に「声を奪われた」ことになる。

さらに結果として、郭は村長の罷免には失敗し、郭自身もほかの村民とともに逮捕された。ところが郭の逮捕は、かえって郭の人権派コミュニティにおける名声の獲得に役立った。郭自身、コメントのなかで、逮捕された村民を賞賛するとともに、彼をふくめた外部の専門家を「英雄」であると称した。インターネット世論は郭の拘束については注目したが、そのいっぽうで、同じように拘束された無名の村民にたいしての関心は高くはなかった。

郭がこの事件をつうじて獲得できたのは、当事者からの称賛ではなく、郭自身が帰属する都市部の人権派コミュニティでの名声の獲得であった。 釈放後、郭は太石村の運動から身をひいた。もし郭が太石村の村民であれば、このように安易に運動から撤退できなかったのではなかろうか。

傅・カレンは次のようにいう。名声を得るためには、目立つこと、発言することである(Fu and Cullen 2011: 54)。そして、いったん獲得した名声を維持するために、人権派コミュニティのリーダー的存在である重要人物²⁷は、コミュニティの成員たちの期待に応えていく必要がある。それゆえ、事あるごとに意見を述べ、公共圏で目立ちつづけなければならない、と(Fu and Cullen 2011: 55)。

郭の事例から見えてくるのは、急進的な人権活動家は、自身の帰属先である人権派コミュニティのなかでの面子の得失を意識して行動する、ということである。そして傅・カレンにそくしていえば、人権派は、いったん人権派コミュニティからの名声を得たら、その維持のために、人権派寄りの発言をしつづけなければならない。農村コミュニティに見られた"帰属コミュニティの成員からの承認獲得"の論理が、人権派コミュニティにも通底している。

3-2. 「小小鳥打工互助熱戦」で法律支援をおこな う弁護士――個別的な互助関係の基礎となる "仲間意識"の存在

だがそのいっぽうで、都市部の法律支援には、 農村の草の根リーダーの行動様式のモデルでは説明しきれない事例もある。以下、評者が聞きとりをおこなってきた、未払い賃金などの問題を抱えた農民工向けに法律支援を提供する北京市の草の根 NGO「小小鳥打工互助熱戦」に参加するボランティア弁護士²⁸の事例を見てみよう。

農村出身の柳弁護士は同 NGO において、法律 支援の一環として、当事者(農民工)らとともに 北京市郊外へ、雇用主との調停に出かけたことが ある。柳は、雇用主が賃金をもってくるまで当事 者のそばでひたすら待った。このとき柳は暴力に 遭うのではないかと恐怖を感じ、外にいる友人の 電話番号を携帯電話に入力し、何かあれば発信ボ タンひとつでいつでも電話をかけられる状態にし ておいたという。当事者のために身の危険を感じ るほど怖い思いをしてまで現場調停におもむき法 律支援をおこなったのはなぜか。彼女は、「雇用主 は本当に腹立たしい」という。そして、彼女が法 律支援をおこなうのは「自分も農民工だから」だ という。この発言から、柳が農民工を支援するの は、相手が自分と「農民工」という同一の帰属意 識をもつからだということがわかる。なにかのリ スクに直面したとき帰属コミュニティにおいて成 員どうしで支援しあう行為を"互助"というので あれば、柳の事例から小小鳥で展開される法律支 援をとらえれば、それは、たんなる農村コミュニ ティ(図1)での互助の複製にすぎない。

だが、以下の都市出身の荘弁護士の事例は、た んなる農村コミュニティでの互助の複製でないこ とを示している。荘の事例は、支援対象と共通の コミュニティに帰属していなくても、互助が展開 されうることをあきらかにするからである。

荘は、農民工支援をおこなう動機のひとつとして、「私は友だちをつくりたいのです」と述べる²⁹。

²⁷ 傅・カレンは、中国の人権派弁護士で現在は米国に在 住する滕彪を念頭に置いている。

²⁸ 同 NGO およびボランティア弁護士についての詳細は、 佐藤 (2013) を参照。柳、荘両弁護士 (ともに仮名) へ の聞き取りは、それぞれ 2010 年 3 月 19 日、2010 年 9 月 2 日に同 NGO 北京オフィスにて評者がおこなった。

²⁹ 弁護士には多様な動機が併存している。荘は、将来渉 外弁護士事務所で働くことを夢としており、もうひとつ

この荘の発言は一見すると、国家のマスター・ナ ラティブ³⁰に沿う優等生的発言のように見える。 だが発言当時、彼は北京に移動してまだ5年ほど で、顧客も友人も少ない、不安定な状況にあった。 貧困ではないが、大学院受験に失敗したことから 大学の同窓生に比べてキャリアのスタートが遅れ、 結婚後すぐマンションを購入しローンを抱え、経 済的に生活が軌道に乗っていない。そんな彼は「弁 護士は性格がよくなくてはならない」と述べ、つ ねに謙虚であろうと自分を律する。彼は、農民工 を含めて相手が誰であれ、「友だちと真心から接す る」ことを信念としている。「真心から相手に接し ていればその人(評者注:荘自身)がなにか困っ たときに心から手助けしてくれるでしょう」³¹と いう。荘が、自分の身の周りの人――たとえその 相手と自分の帰属コミュニティが共通していなく ても――とのあいだに、"誰かに頼り、誰かから頼 られたい"という互助的関係の構築を望んでいる という側面もあることに、評者は注目したい。

柳の帰属コミュニティが当事者と共通したものであったことと比較すれば、荘の場合には、当事者と帰属コミュニティが共通していない。しかし荘の事例は、異なる帰属コミュニティに位置する者どうしでも、その人を助ける、互助がおこなわれうるということを示している。それは、いつか自分がリスクに直面したときに、もしかしたらこの人が今度は助けてくれるかもしれない(絶対に助けてくれる、助けてくれるべきだ、という義務をともなうものではない)、という利害打算にもとづいて、たとえるなら個別の対人関係において相

手に糸をつなぎ、自分がリスクに直面して助けが必要なときにその糸を手繰り寄せる、というような"仲間意識"である。いずれかの明確なコミュニティに帰属していて、その成員からの手助けを期待するのではなく、個別な関係において互助の糸を地道につなぎ、それをしだいに網にしていき、その網を個人にとってのリスクを分散させるための手段とするのである(図 2-1)。このような仲間意識は、"友愛"といった普遍的価値が前面に打ち出されたものでもないし、明確な枠をもった農村コミュニティ――そこでの互助は、しがらみや倫理的責任感をともなう――でもない。また荘が"頼り、頼られる関係"を長期的に持続する関係としてとらえる点では、ジグムント・バウマン(Zygmunt Bauman)のいう「ペグ・コミュニティ」32とも異なる。

前掲の柳の事例だけを見れば、都市において農村出身者によっておこなわれる法律支援はたんなる農村コミュニティ(図 1)の複製に見える。だが荘の事例から柳の事例をとらえかえすと、柳の場合も荘と同様に、帰属の枠が明確なコミュニティにおいてではなく、個別の人間関係においてリスクを分散させるための互助の網の目を張っている、ととらえることができよう。柳が仲間意識を基礎として個別に形成している互助の糸のひとつがたまたま帰属コミュニティを同じくする農民工とつながっていただけである、というように(図2-2)。

の動機として、実務経験の蓄積を挙げる。だがこの実務経験の蓄積は、農村出身の弁護士にも見られた。詳細は佐藤(2013)を参照。

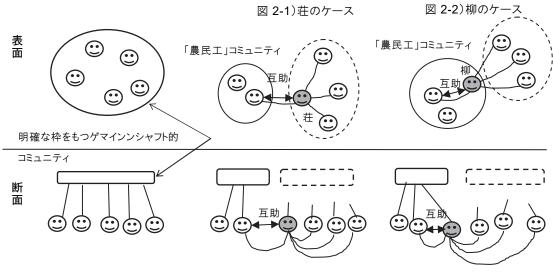
^{30 2003} 年以降、中央政府により農民工の権益擁護を重視 する政策が次々と打ち出され、「農民工は弱者である」「弱 者である農民工に法律支援を提供しなければならない」 という言説が国家のマスター・ナラティブとなった。

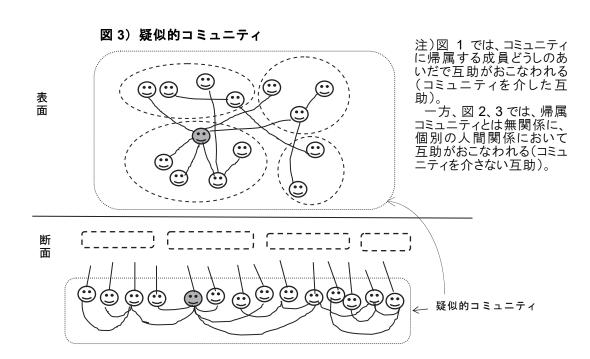
³¹ 荘は、「[相手が] 弁護士 [である自分] に報酬を渡すということも、私にとっては助けになっているのです」と述べる([] 内は評者の補足である)。ここで荘は、支援対象との「互助」に、無償の助け合いだけではなく、ビジネスの場での金銭の授受をともなう行為をも含めている点が、評者にとっては興味深い。自分が食いっぱぐれたときに、ビジネスとは別の場所で助けてもらうことのほかに、ビジネスの場で正当な報酬としてお金をもらうことも「助けてもらう」ことの一環だと考えていることがうかがえるからである

³² バウマンによれば、ゲマインシャフト的な「しがらみ」 をともなうコミュニティが崩壊した現代の都市において、 帰属先を喪失した人々は、「コミュニティの代用品」たる アイデンティティを探求している。だが個人のアイデン ティティは弱く、一人だけのアイデンティティ構築は心 もとない。アイデンティティ構築を目指す者たちは、個 人的に経験する恐怖や不安を一緒にかけることのできる 「ペグ(釘)」を探し出し、安全確保のため不審者の侵入 を防ぐための壁を築く。仲間とともにいることで孤立は 一時的に解消され、「束縛されたくないがどこかに帰属し たい」という欲求が満たされる。だが「ペグ・コミュニ ティ」における人間のきずなは、一時的であるのみなら ず、表面的でいい加減な性質をもつ。人間のきずなが本 当に必要になるのは、個人の資力や能力の不足をほかの メンバーが埋め合わせる必要が生じたときであるが、そ うした状況においてはこのコミュニティは雲散霧消する 傾向がある (Bauman2001=2008: 26-27, 99, 101)。

図 1)農村コミュニティ

図 2) 都市部の法律支援に見る個別的な互助関係





明確な枠をもったゲマインシャフト的なコミュニティにおける互助ではなく、弁護士(支援者)を中心とした当事者(被支援者)との互助の糸、そして複数の糸が重なってできた互助の網が、たくさんの人々によってかたちづくられている。もしそうとらえるなら、このたくさんの網が重なり合うと、コミュニティに似た形状になる(図 3)。そして、その疑似的な"コミュニティ"を支えているのは、個別的な関係の網の目を形成する基礎

となる仲間意識、およびその仲間意識にもとづい て実際におこなわれる互助的行為である。

3-3. 都市部の法律支援から見た本書の限界

3-1 で挙げた人権活動家の事例には、"帰属コミュニティにおける成員からの承認を獲得する"という農村の草の根リーダーの行動様式が濃厚に見られた。だが 3-2 の穏健派の弁護士の事例には、この行動様式では説明できない側面があった。と

はいえこのことは、農村コミュニティの論理が穏 健派には存在しないことを意味するわけではない。 たとえば、柳も荘も都市に出てきて間もないため、 そもそも特定の帰属コミュニティをまだもたず、 帰属感が薄い、ということが考えられる。したが って穏健派の弁護士たちのケースにも"成員から の承認の獲得"という行動様式が作用する可能性 は否定できない。

そのような前提であえて、柳や荘に見られたよ うな"仲間意識"から草の根リーダーの行動様式 についての分析を照射し、本書の限界を指摘して おきたい。著者の分析は"成員からの承認の獲得" という仲間意識のひとつの側面をあきらかにした が、そのいっぽうで、仲間意識のもうひとつの側 面を見落としている。それはすなわち、柳や荘に 見られたような、帰属コミュニティとは無関係に 展開される、個別的な互助的関係の基礎となるよ うな仲間意識の側面である。前者は本書の「気」 の概念による分析の射程に入る。地元政府からの 弾圧に起因する「気」の凝集があってはじめて草 の根リーダーの面子が試され、その面子の論理が 作用するのは、ゲマインシャフト的な明確な枠を もったコミュニティであるからこそである。だが、 後者は「気」の概念の射程にはおさまらない。柳 や荘の互助的行為は帰属コミュニティとは無関係 におこなわれていた(相手と共通のコミュニティ に帰属していようが帰属していまいが展開されう る)からである。草の根リーダーの行動様式も、 こうした仲間意識の互助的な側面から説明するこ ともできるのではなかろうか。

著者が本書で描いた草の根リーダーには、面子の保持のためには勇気を奮い立たせてやらざるを得ないという、周りの仲間に手を差し伸べるときにリスクの高さから一歩を踏み出すことを躊躇せざるを得ないような、高い心理的ハードルが課されていた。しかしもし、草の根リーダーに"(自分もいつか助けてもらうことがあるかもしれないから)今回はこの仲間を助けたい"という、互助的な意識が併存しているとしたら、"手助け"の一歩を踏み出そうとしている草の根リーダーの前にあるハードルは、著者が描くよりも低いかもしれない。農村であれ都市であれ、"仲間意識"という視点から"成員からの承認の獲得"と"互助"の両

方を見ていくことではじめて、中国の"コミュニティ"に迫ることが可能になるのではなかろうか。

おわりに

1980 年代以降の中国の農民が展開してきた抗争政治の研究系譜のなかに本書を位置づければ、本書は、中国の農民は権利の獲得ではなく、承認や尊厳の獲得のために集団抗議をおこなうことをあきらかにした点において、学術的意義をもつ。本論文では、この点を高く評価するいっぽうで、本書を抗議活動における"仲間意識"の視点から読むことをこころみた。その結果、農村コミュニティにおいて草の根リーダーが抗争の先頭に立つのは、帰属コミュニティにおける成員の承認を獲得するためである、という示唆を得ることができた。

都市の法律支援の分野において、有力な既存研 究のひとつである傅・カレンは、社会変革へのイ ンパクトの大きさから急進的な人権弁護士・活動 家の貢献を高く評価している(Fu and Cullen 2011)。 だが本書から得られた示唆をあてはめてみると、 人権活動家の仲間意識は、農村の草の根リーダー のそれと類似している。人権活動家は、「法治」や 「デモクラシー」を理念として掲げ、中国の人々 の権利実現のために社会変革をおこすために法律 支援をおこなっているため、権利意識の向上、市 民社会の勃興といった点が注目されがちだが、じ つは彼らには自分の帰属先における面子の保持を 意識し、人権派コミュニティにおける名声の獲得 を維持するために行動している側面もある。その 意味では、彼らには、自分の帰属コミュニティに おける成員による承認の獲得および保持の必要性 によって言動を制約されているという面もある。

いっぽう穏健的な法律支援をおこなう弁護士・活動家は、社会変革へのインパクトは小さいが、権利意識から視点をずらして、仲間意識という切り口から見ると、穏健派の弁護士には、農村コミュニティの草の根リーダーの行動様式のモデルでは説明できない事例――穏健派の弁護士たちには、個別の互助関係を地道に構築していく"仲間意識"が見られるということ――もあることが浮かびあがった。穏健派に見られたこうした仲間意識は、従来のゲマインシャフトやペグ・コミュニティの

枠組を超えた、疑似的な"コミュニティ"の基礎 を成している可能性を示唆するのではないか、と 評者は考える。

本書は、中国農村の抗争政治研究としてすぐれた著作である。さらに草の根リーダーの行動様式にたいする著者の分析は、本書が研究対象とした

農村だけでなく、都市にたいしても広く応用できる点で、大きな学術的意義をもつ。とりわけ都市部の法律支援について、本書は、従来の研究のような権利意識からではなく、仲間意識からながめる視座を提供してくれる。

[参考文献]

日本語

呉茂松, 2014, 『現代中国の維権運動と国家』慶応大学出版会.

佐藤奈緒, 2013, 「中国における弁護士の草の根の法律扶助への参加動機―北京市の出稼ぎ者向け法律支援ネットワーク『小小鳥打工互助熱戦』で活動する若手弁護士にたいする聞き取りをもとにして」『言語・地域文化研究』(19): 169-188.

園田茂人, 2001, 『中国人の心理と行動』日本放送出版協会(NHK ブックス 908).

田中拓道, 2016, 「序章 承認論の射程—社会政策の新たなるパラダイム」田中拓道編『承認—社会哲学と社会政策の対話』法政大学出版局, 5-35.

毛里和子・松戸庸子編,2012,『陳情―中国社会の底辺から』東方書店.

中国語

- 黄光国, 2010, 「人情与面子:中国人的権力遊戲」黄光国編『人情与面子:中国人的権力遊戲』, 北京:中国人 民大学出版社, 5-44.
- 姜利標·衛小将, 2013, 「学術発展与跨越: 抗争政治理論的本土化嘗試一読《"気"与抗争政治: 当代中国農村社会穩定問題研究》」『社会』(33): 1-16.
- 李連江·欧博文(Kevin J. Obrien), 1997, 「当代中国農民的依法抗争」吳国光編『九七効応:香港、中国与太平洋』,香港:太平洋世紀研究所, 141-169.
- 申瑞鋒, 2013, 「非抗争政治:理解農民上訪的一个替代框架—兼与于建嶸、応星等先生商権」『探索与争鳴』(9): 42-46.
- 于建嶸, 2004, 「当前農民維権活動的一个解釈框架」『社会学研究』(2): 49-55.
- ———, 2010, 『抗争性政治: 中国政治社会学基本問題』, 北京: 人民出版社.
- 応星,2001, 『大河移民上訪的故事—从"討个説法"到"擺平理順"』, 北京: 三聯書店.
- 張耀杰, 2011, 「陰陽気場与抗争政治―兼談応星与于建嶸的学術争議」『社会科学論壇』(10): 98-109.

英語

- Bauman, Zygmunt, 2001, Community: Seeking Safety in an Insecure World, Cambridge: Polity Press. (=2008, 奥井智 之訳『コミュニティ―安全と自由の戦場』講談社.)
- Fu, Hualing and Cullen, Richard, 2011, "Cimbing the Weiquan Ladder: A Radicalizing Processes for Weiquan Lawyers", *The China Quarterly*, (205): 40-59.
- O'Brien, Kevin, J. and Li, Lianjiang, 2006, *Rightful Resistance in Rural China*, Cambridge: Cambridge University Press. Perry, Elizabeth J., 2007, "Studying Chinese Politics: Farewell to Revolution?", *The China Journal*, (57): 1-22.
- ———, 2008, "Chinese Conceptions of "Rights": From Mencius to Mao –and Now", *Perspective on Politics*, 6(1): 37-50.
- Woodman, Sophia, 2011, "Law, Translation, and Voice: Transformation of a Struggle for Social Justice in a Chinese Village", *Critical Asian Studies*, 43(2): 185-210.